

常任委員会報告

厚生文教委員会

2月定例会付託議案審査

議第57号「三原市デイサービスセンターさぎうらの指定管理者の指定について」

【要旨】三原市デイサービスセンターさぎうらにおける指定管理者を指定するもの。

【主な質疑の内容】

問 指定管理料の算定の考え方は。

答 平成29年度のデイサービス事業の収支見込み額を算出したところ、約510万円の赤字が出る見込みであること、また、デイサービスセンターの適正な運営に当たっては、現状から人員を1名増員し、地域との交流を図るとする方針が、事業者の事業計画において示され、この人件費分などを勘案し、30年度の指定管理料を1千万

経済建設委員会

2月定例会付託議案審査

円と算定した。
問 市内の事業所が、指定管理を受けるに至らなかった経緯は。

答 市内の通所系事業所及び訪問系事業所の計66事業所に対し、施設運営に関する意向調査を実施したが、人材の確保が非常に困難であることなどの理由により、市内の事業所からは運営の意向が示されなかった。

【採決】

採決の結果、議第57号ほか2件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



デイサービスセンターさぎうらの様子

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

議第60号「三原市工場立地法地域準則条例制定について」

【要旨】工場立地法の規定に基づき、本市の特定の区域における緑地等の面積割合に関する準則を定めるため、条例を制定したいとするもの。

【主な質疑の内容】

問 緑地面積率等の緩和による効果は。

答 これまでは企業が生産施設を拡大していこうとすると、緑地面積の規定によって、一定以上の生産施設ができないという制約があったが、条例の制定により、企業において、これまで拡大が困難であった部分も生産施設を設置することが可能となり、設備投資がしやすくなる。

【採決】

採決の結果、議第60号ほか5件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

議第55号「三原市駅前東館跡地活用事業設計・施工一括請負契約の締結について」

【要旨】駅前東館跡地に公共施設として、総延床面積3090平方メートル、3階建ての図書館及び671平方メートルの広場を整備し、民間施設としてホテル棟及び商業・駐車場棟を整備する駅前東館跡地活用事業（以下「本事業」という。）のうち、公共施設の整備に関するもの。

【主な質疑の内容】

問 本契約締結後、公共施設部分の工事内容に変更が生じた場合は、契約金額も変更となるのか。

答 16億7千万円という契約金額は、公共施設の整備にあたって、市が民間事業者を求める施設や性能（サービス水準）を示した「要求水準書」等をもとに、事業者が積算した金額であり、市が示した負担限度額と同額で

ある。今後、市から新たな変更や追加を要望しない限り、契約金額に変更はない。

【採決】

採決の結果、議第55号ほか1件について、起立採決の結果、賛成多数をもって、原案どおり可決した。

付託議案審査後、「リニア中央新幹線工事」に係わり独占禁止法違反、不当な取引制限の疑いで、本契約議案の相手方である「鹿島建設（株）」の担当部長が逮捕される事案が発生した。本委員会は、3月6日に再度開会し、本事業契約に与える影響等について調査を行った。

市から契約に向けた対応について、次のとおり説明があった。

①建設請負業者に対し、入札参加資格停止等の処分を行う場合は、指名除外の確定が前提となるが、現状では指名除外と判断するには至らないこと、②現在交わしている仮契約の条項には、今の状況において市として仮

契約を解除する理由がないこと、③指名除外となる場合でも、今回は随意契約であるため契約が可能であること、以上の3点から、市としては現状において、本契約を解除する理由はないことから事業進捗を図る考えであり、今回上程した議案について議決に向けて進めることに問題ないものと考えている。

問 本契約締結に法的な問題がないことは理解したが、今回の逮捕を受けて、本契約に対する市民感情も無視できないものと考えられる。市として、どのような市民感情にはどのように対応していくのか。

答 鹿島建設グループは、本事業発生後も真摯に事業を進めることで、本市の活性化に向けて懸命に取り組んでいきたいという意思を示している。また、本市としてもPPP事業として実施する本事業が中心市街地活性化に資するものとなるよう、懸命に取り組むことで市民感情に添えていきたい。